

令和8年度第1回倉吉市男女共同参画推進市民会議

■日時：令和8年7月17日（金）

午後1時30分から

■場所：倉吉市役所第2庁舎 会議室 303

日 程

1 開 会

2 会長あいさつ

3 協議事項

（1）第6次くらし男女共同参画プランの総括について

資料1

（2）第7次くらし男女共同参画プランの実施について

資料2

4 報告事項

（1）「キズキアイとっとり」県民運動及び諸制度について

資料3

5 その他

・令和8年度男女共同参画推進事業について

資料4

・倉吉市女性人材登録制度について

資料5

6 閉 会

資料

■ 第6次くらし男女共同参画プラン施策体系に基づく評価表

（資料1）

■ 第7次くらし男女共同参画プラン（概要版）

（資料2）

■ 「キズキアイとっとり」県民運動関係資料

（資料3）

■ 令和8年度倉吉市人権政策課事業

（資料4）

■ 倉吉市女性人材登録制度チラシ、その他チラシ

（資料5）

倉吉市男女共同参画推進市民会議 委員名簿

(任期：令和 7 年 10 月 23 日～令和 9 年 10 月 22 日)

No.	役職	氏名	所属	備考
1		池田 貴久	倉吉市社会福祉協議会	
2		井中 玉枝	市内企業役員	
3		岩瀬 敦子	公募等	
4	会長	岩間 隆二	倉吉市人権教育研究会	
5		大月 悦子	倉吉男女共同参画推進会議	
6		大番 幸枝	公募等	
7	副会長	河本 勢津子	公募等	
8		柴田 耕志	倉吉商工会議所	
9		中尾 美千代	公募等	
10		中山 歩み	倉吉市立中学校長会	
11		花田 敏江	J A 鳥取中央女性会	
12		藤山 正明	倉吉市公民館連絡協議会	
13		山増 博通	倉吉市自治公民館連合会	
14		和田 拓真	学校法人藤田学院	

(50 音順)

第 3 章 倉吉市男女共同参画推進市民会議

（市民会議の設置）

第 18 条 市は、男女共同参画社会の形成の推進に関する施策及び重要事項を調査審議するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、倉吉市男女共同参画推進市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

（市民会議の組織等）

第 19 条 市民会議は、15 人以内の委員をもって組織する。この場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の 10 分の 4 未満であってはならない。

2 委員は、市民及び学識経験を有する者等のうちから市長が委嘱する。

3 委員の任期は 2 年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第 20 条 市民会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、市民会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第 21 条 市民会議の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 市民会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（市民会議への委任）

第 22 条 第 19 条から前条までに定めるもののほか、市民会議の運営に関し必要な事項は、市民会議が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 8 条第 2 項、第 16 条第 2 項、第 18 条から第 22 条までの規定は、平成 17 年 8 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に策定されている男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画は、第 8 条第 1 項の規定に基づき策定された計画とみなす。